

市民のみなさまへ

市長の松井でございます。はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に向け、最前線で努力していただいている医療従事者のみなさまをはじめ、社会機能、社会インフラを支えるすべてのみなさまに、心から敬意と感謝を申し上げます。

こうした中、国内においても多くの尊い命が奪われました。まずは、心からご冥福をお祈り申し上げます。

そして、市内においても感染者が発生いたしました。今もなお闘病生活を送っておられるすべてのみなさまに心よりお見舞いと一日も早いご回復をお祈り申し上げます。また、市民のみなさまにおかれましては、緊急事態宣言に基づく、外出の自粛や臨時休業要請へのご理解とご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

さて、政府は5月4日（月）、全都道府県を対象とする緊急事態宣言の延長を5月31日（日）までと決定いたしました。その一方で、感染が抑制されている13の「特定警戒都道府県」以外の、私たち34県には、外出自粛や施設使用制限を一部緩和し、社会経済活動を部分的に容認する方針を打ち出しました。

桜井市におきましては、国の基本的対処方針の経済活動再開のための指針や、奈良県の新型コロナウイルス感染症対策の決定を踏まえながら、今後2週間程度を要する専門家による感染状況の分析等が実施されるまでの間、新しい生活様式への準備期間として、今しばらく、市の公共施設につきまして、臨時休業の期間を5月17日（日）まで延長することといたしました。

既に、学校施設の臨時休業を5月31日（日）まで延長しているところでありますが、これについても、臨時休業の期間はそのままとして、随時、学校再開に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、私から、上記のお願いとともに、桜井市での感染者発生の数、そして、市民生活の回復を早期に実現するための対策のうち、お伝えできる準備が整った対策を市民のみなさまにお知らせいたします。

1、桜井市で感染者が発生したことについて

報道発表にございましたように、4月27日（月）、及び4月29日（水）にそれぞれ1名ずつの感染者が発生いたしました。5月5日（火）現在、桜井市における感染者は2名となっております。

現在、医療関係者をはじめ、保健所、奈良県の関係者により、健康観察等を行って、必要な感染拡大防止対策がしっかりと取られているところです。

2、市民生活の回復を早期に実現するための対策

現在、様々な活動の自粛をお願いしている一方で、私たちに重くのしかかる負担は、

経済的基盤が弱い方々に、より大きなものとなって、不安が増大しております。そのため、市民生活の回復を早期に実現させるため、以下のことを定め、実施していく考えです。

(1) 特別定額給付金の申請書発送日について

国民一人当たり一律10万円が給付される特別定額給付金について、一日も早くお届けするため、申請書の発送を5月18日(月)と決めました。現在、全庁体制で準備作業に取り組んでおります。(お問合せ先は平日8:30~17:15の間開設している専用相談窓口にお願いします。Tel0744-42-0164)

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付

「奈良県からの施設の使用制限の要請」に協力(施設の休止、営業時間の短縮)し、奈良県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付決定を受けられた市内業者様様(中小企業・個人事業)に対し、県の制度の上乗せとして一律10万円を給付いたします。(お問合せ先 商工振興課)

(3) 桜井市新型コロナウイルス感染症助け合い基金の設置

感染症の蔓延による市民生活及び地域経済への甚大な影響に対し、感染症予防対策、地域経済対策等に要する経費に充てるため、基金を設置し広く寄付への協力を呼びかけます。国民一人当たり一律10万円が給付されるこの機会に、みなさまのお気持ちを賜り、医療従事者をはじめ、国難に立ち向かう市民を何としてでも支えたいと考えております。(お問合せ先 税務課)

(4) 今後の市民の命と生活を守る取組み

国からの地方創生臨時交付金、上記の助け合い基金等を財源として、感染防止対応、経済活動回復対応に万全を期してまいります。

結びになりましたが、国・県としっかり連携を図りながら、感染の拡大防止と経済活動の回復の両立に努めてまいります。そして、市民のみなさまと協力し、引き続き「三つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人の距離の確保を行うなどの基本的な感染対策を継続し、感染拡大を予防する新しい生活様式を普及させ、痛みを分かち合いながら、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。市民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月5日
桜井市長 松井 正剛